

全員 平成27年10月
マイナンバーの通知

マイナンバーを記載した「通知カード」が全ての住民に送付されます。

この「通知カード」には「個人番号カード」の交付申請書を同封します。



希望者 平成28年1月～
個人番号カードの交付

交付申請した方には、町の窓口で「個人番号カード」を交付します。

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。身分証明書として、また個人番号を確認する場などで利用できます。

交付申請書

個人番号 ○○○…○○○

生年月日 ○年○月△日

性別 女

氏名 番号花子

住所 △県○市○町1-1-1

(裏面)

個人番号 1234 5678 9012

(表面)



個人情報保護

マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

①制度面の保護措置

国の第三者機関である「特定個人情報保護委員会」が、マイナンバーの適切な運用について監視・監督を行います。また、マイナンバーを利用する事務ごとに「特定個人情報保護評価書」の提出・公表が地方公共団体には義務付けられています。町で実施した特定個人情報保護評価書は、ホームページで公表しています。

※特定個人情報保護評価書とは

個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析するとともに、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

②システム面の保護措置

国は個人情報を一元管理するのではなく、従来通り各行政機関が保有し、必要な場合に情報の照会・提供を行う分散管理と呼ばれる方法で管理します。

また、行政機関が情報のやりとりを行う際、マイナンバーを直接使わない

ようにしたり、システムを利用できる人の制限、通信情報の暗号化を行います。

コールセンターを利用できます

マイナンバーについてお問い合わせいただけるコールセンターが設置されています。詳しくお知りになりたい方は、ぜひご利用ください。

日本語窓口

☎ 0570・20・0178

外国語窓口

☎ 0570・20・0291

対応時間

午前九時三十分～午後五時三十分
(土・日・祝日を除く。)

マイナンバー制度に関する
国のホームページが開設されています。

マイナンバー

検索

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

▼問合せ 総務課総務・防災係 ☎ 28
6003